

交通局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 運転席での不適切な行為及び逆突事故

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 滝頭営業所 バス運転手	運輸職員	50代	戒告	令和5年6月19日、営業所内でバスを移動させる際、運転席での使用が禁止されているスマートフォンの操作を行うとともに、逆突事故を発生させた。また、令和4年4月19日にも営業所内で車両を格納する際、逆突事故を発生させた。

2 道路交通法違反

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 港南営業所 バス運転手	運輸職員	60代	戒告	令和5年6月27日、52系統上大岡駅前8時23分発野庭中央公園行きを運行中、光明寺下交差点が赤信号にもかかわらず通過した。

お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-671-3164